

## 羽咋市移住支援金交付要綱

平成31年4月1日告示第59号

## 羽咋市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 羽咋市は、石川県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、羽咋市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消、地域課題の解決を図るため、石川県と共同して行ういしかわ移住支援事業において、東京圏から羽咋市内に移住して就業、テレワーク又は起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、いしかわ移住支援事業等実施要領及び羽咋市補助金等交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象法人」とは、移住支援金の対象として石川県が選定した中小企業等であって、石川県が開設する東京圏の求職者を対象とするいしかわ移住支援事業マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。

2 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

4 この要綱において「起業支援金」とは、いしかわ移住支援事業等実施要領に基づき、石川県が（公財）石川県産業創出支援機構を通じて、起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援対象者)

第3条 移住支援金の対象となる者は、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)、(3)又は(4)のいずれかの要件を満たす就職、テレワーク又は起業をした者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる①から③までのいずれにも該当すること。

① 移住元に関する要件

次に掲げる事項のうち、少なくとも(ア)と(イ)の両方に該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本要綱が施行された後に、羽咋市に転入(住民票の異動)したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 羽咋市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他石川県又は羽咋市が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

② 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

④ 対象法人に就業する前に、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（以下、「ILAC」という。）による就職相談や移住相談などのマッチング支援を受けた者であること。

⑤ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において対象法人に連続して3か月以上在職していること。

⑥ 上記②の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

⑦ 対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

⑧ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② プロフェッショナル人材の定義(経営人材・経営サポート人材、新事業立ち上げ・販路開拓人材、生産性向上人材)に当てはまる職種(役員、管理職、経営関係の専門職、企画職、マーケティング職、研究職、技術職、生産管理職)に就業すること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 対象法人に就業する前に ILAC による就職相談や移住相談などのマッチング支援を受けた者であること。
- ⑤ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において対象法人に連続して3か月以上在職していること。
- ⑥ 対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑧ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定

日から1年以内であること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ② 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、羽咋市移住支援金交付要綱が施行された後に、転入(住民票の移動)したこと。
- ④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- ⑤ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第4条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、羽咋市長が別に定める日までに、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、羽咋市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (3) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）

- (5) 移住支援金の振込先となる預金通帳等の写し
- (6) 別表1に掲げる証明書類等
- (7) その他羽咋市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 移住支援金の申請日から5年以内に羽咋市での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から1年以内に就業した対象法人に在職することが困難となった場合においては、速やかに羽咋市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、羽咋市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定)

第7条 羽咋市長は、移住支援金の交付を決定したときは、いしかわ移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(支援金の交付)

第8条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(返還請求)

第9条 羽咋市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、交付決定取消・返還決定通知書（様式第6号）を交付し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして石川県

及び羽咋市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ① 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明した場合
- ② 移住支援金の申請日から3年未満に石川県外の市区町村に転出した場合
- ③ 就業（一般及び高度人材）の場合において、移住支援金の申請日から1年以内に対象法人を退職した場合
- ④ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石川県外の市区町村に転出した場合

2 羽咋市長は、移住支援金の返還要件に該当するかどうか確認するために、移住支援金受給者が、転出に伴う住民票の異動申請を行っていないかどうか、定期的（半年に1回程度）に、担当部署に確認することとする。

また、石川県及び羽咋市は、移住支援金受給者が、移住支援金の申請日から5年以内に石川県内の他市町へ転出した事実を把握した場合は、①から③までの手続きを行うものとする。

- ① 羽咋市は、移住支援金受給者が移住支援金の申請日から5年以内に、石川県内の他市町へ転出した事実を把握したときは、速やかに石川県と転出先の市町に報告するものとする。
- ② 上記報告を受けた市町は、市町外に転出していないかどうか、定期的（半年に1回程度）に確認し、転出した事実を把握したときは、速やかに県と羽咋市に報告するものとする。また、転出先が県内他市町の場合は、転出先の市町にも報告するものとする。
- ③ 県外への転出について報告を受けた羽咋市は、石川県外の市区町村に転出した移住支援金受給者に対して返還請求を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、羽咋市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第100号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市移住支援金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降の転入者に適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日告示第77号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降の転入者に適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日告示第68号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降の転入者に適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。



別表1（第5条関係）

区 分	証明書類等
移住支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就職先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号の1） ILACマッチング支援証明書
移住支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	所属先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号の2）
移住支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京23区外の東京圏から東京23区内の企業等へ通勤していた者	東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第4号） その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京23区外の東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者	卒業証明書等その他の在学期間や卒業校を確認できる書類 東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第4号） その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京23区外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書 その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類